商品概要説明書

ＪＡ教育ローン（全国農協保証センター保証）

（令和元年１０月１日現在）

商品名	ＪＡ教育ローン（全国農協保証センター保証）
ご利用いただける方	○当ＪＡの組合員でなく、かつ他ＪＡの組合員でない方。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。 ○前年度税込年収が 200 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とし、過去３年間について各年の所得が 200 万円以上とします。）。 ○勤続年数が１年以上の方（自営業者の方は営業年数が３年以上の方とします。）。 ○借入比率が 50%以内。 ○本ローンとＪＡ無担保借入金の合計が 300 万円以内。 ○高校以上の学校（学校教育法に定める高等学校以上の学校のほか、各種学校等も含む。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 ○自己住宅（ご家族名義を含む。）または借家等生活の本拠が定まっており、原則として、同一地区内に１年以上居住している方（自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。ただし、1 年未満であっても自己住宅もしくは勤続 3 年以上の場合は可。 ○当ＪＡの地区内に住所または勤務地（自営業者の方は事務所）を有すること。ただし、地区外に居住し、地区内に勤務地を有する方のうち国民健康保険加入者は本ローンはご利用いただけません。 ○当ＪＡが指定する保証機関（全国農協保証センター）の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○就学されるご子弟の入学金、授業料、学費および下宿代等とし、資金使途の確認可能なものとします。
借入金額	○300 万円以内、１万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 ○借入比率が 50%を超える場合で、当ＪＡにおける「マイカーローン（全国農協保証センター保証）」（資金使途が「自動車購入」の「フリーローン（同）」及び「クローバローン（同）」含む）をお借入いただいている方については、ＪＡ所定の方法で算出する範囲内とさせていただきます。 ○返済比率が 25%以内（住宅ローン借入者であって前年度税込年収 400 万円以上の場合は 35%以内）であること。
借入期間	○据置期間を含め最長９年６か月（返済期間＋4 年 6 か月）以内とします。なお、据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の６か月後までの範囲内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】

<table>
<tr><td></td><td>お借入時の利率は、３月１日、６月１日、９月１日および 12 月１日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年４回見直しを行い、４月１日、７月１日、10 月１日および１月１日から適用利率を変更いたします。
お借入後の利率は、４月１日および 10 月１日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年２回見直しを行い、６月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。
【固定金利型】
お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
お借入時の利率は、３月１日、６月１日、９月１日および 12 月１日の基準金利（日本政策金融公庫「国の教育ローン」連動金利）により、年４回見直しを行い、基準日の翌月の第３月曜日（休日の場合は翌営業日）から適用利率を変更いたします。
○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年２回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内が目安です。）のいずれかをご選択いただけます。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（全国農協保証センター）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>○一括前払いとなっております。
【お借入額 100 万円の場合の一括支払保証料（例）】
<table><tr><td>お借入期間</td><td>１年</td><td>２年</td><td>３年</td><td>４年</td><td>５年</td></tr><tr><td>保証料（円）</td><td>5,987</td><td>11,503</td><td>17,034</td><td>22,578</td><td>28,134</td></tr></table>※お借入額により保証料は異なります。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。
①全額繰上返済の場合…０～３，３００円
②一部繰上返済の場合…０～３，３００円</td></tr>
<tr><td>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</td><td>○苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または管理部業務課（電話：０６－６８７７５１４２）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
○紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき</td></tr>
</table>

	ます。上記当組合管理部業務課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合管理部業務課にお問い合わせください。） 公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ北大阪

（注）１　借入比率は、前年度税込年収に占める本ローンと無担保借入金の合計の割合。
　　２　返済比率は、前年度税込年収に占める全ての借入金の年間返済額の割合。